

「佐賀県環境サポーター」派遣事業のご案内



環境サポーターとは、

環境の保全、創造及び地球温暖化対策に関する知識の普及、並びに活動の推進に熱意と識見をお持ちの県民を、出前講座の講師として佐賀県が「佐賀県環境サポーター」に認定する制度です。

現在、「環境保全」「自然環境」「消費生活」「エコオフィス」「新エネルギー」の5分野で124名(R2年4月1日現在)の方が講師として登録されています。地域、学校、職場での環境保全や地球温暖化対策に関する取組みを促進するため、学習会や実践活動を実施される場合に、環境サポーターを講師として派遣し、皆さんの活動を支援します。

(例:省資源・省エネの学習会、自然観察会、リサイクル活動など)

※環境サポーターの派遣費用(講師謝礼、旅費)については、当推進会議で負担します。



① 環境サポーターへの講演等依頼

A:主催者が事務局をとおして依頼

B:環境サポーターへ直接依頼

② 環境サポーターの承諾を得る

③ 主催者が事務局に派遣申請

④事務局が主催者に決定通知送付

⑤講演指導の実施

⑥主催者が事務局に実施報告

⑦謝礼の支払(事務局負担)

※申請書は、企画実施予定日の1か月前迄に提出していただく必要があります。

ただし、環境サポーターの内諾を得ている場合は2週間前までとなります。

◇講師派遣の対象 市町村、小中高校、自治会、PTA、民間企業、子供クラブ、婦人会、その他各種団体等

◇対象となる企画
 ・環境保全についての自主的活動の促進を目的とする学習会、観察会など
 ・環境保全(地球温暖化、大気、水質、土壌、化学物質)
 ・自然環境(動物、植物、天体)・新エネルギー(太陽光、天然ガス、バイオマスなど)
 ・生活環境(ごみ・リサイクル、省エネ・省資源、消費生活)

◇参加人数 概ね20名以上(観察会等は10名以上)

◇派遣人数 1回の学習会などにおいて原則1名(正当な理由があれば3名まで)

◇派遣回数 同一主催者に対する派遣は、原則として年間2回以内

◇派遣時間 1回の学習会等につき、原則として4時間以内

※利用者が多い場合は、予算枠に到達し次第事業を終了する場合がありますので、ご了承下さい